

アーケード所有者又は管理者 様

大阪市アーケード連絡協議会

アーケードの維持保全について

平素より、アーケードの適切な維持保全に努めていただきありがとうございます。

アーケードは道路上に建つ構造物であることから、建築基準法をはじめ道路法や消防法などの関係法令及びアーケードの設置基準に基づき建設されています。

大阪市アーケード連絡協議会^(※1)で策定した「アーケード設置に関する許可取扱要綱実施基準^(※2)」では、新設する際の設置基準のほかに年一回以上の点検整備の実施や修繕等を実施する際に事前に「アーケード工事届出書^(※3)」の届け出などを定めています。

各アーケードにつきましては、「アーケードの自主点検表^(※4)」に基づき年一回以上の点検整備を実施していただき、適切な維持保全に努めていただきますようお願いいたします。

なお、道路占用許可の更新時及び「アーケード工事届出書^(※3)」の届け出時に、「アーケードの自主点検表^(※4)」(直近実施分)の添付・提出を求めていますので、実施した自主点検表の保管・活用に努めていただきますよう併せてお願いいたします。

また、既存アーケードの一部撤去又は修繕等を実施する場合や、新たに設備機器等を設置する場合には、その工事に着手する 14 日前までに「アーケード工事届出書^(※3)」をアーケード連絡協議会に届け出るとともに、所轄警察署長の道路使用許可及び道路管理者の道路占用許可の手続きが必要となりますのでご注意ください。なお、アーケードを撤去する際には、「アーケード工事届出書^(※3)」の届け出は求めていませんが、各関係法令において必要な手続きがありますので、別紙の「アーケード撤去時の相談・協議先一覧」に基づき、遺漏なく実施していただきますようよろしくお願いいたします。

「アーケード設置に関する許可取扱要綱実施基準^(※2)」の内容等でご不明な点がございましたら、お手数ですが、下記連絡先までお問い合わせください。

今後とも、アーケードの適切な維持保全に努めていただきますようお願い申し上げます。

(注) ※1～※4の説明を裏面に記載しています。ご覧ください。

■連絡先(大阪市アーケード連絡協議会 事務局)
大阪市計画調整局
建築指導部建築確認課 (構造強度)
電話 06-6208-9301

【凡例】

※1 大阪市アーケード連絡協議会

道路管理者の立場である「大阪市建設局」、建築基準行政の立場である「大阪市計画調整局」、警察署長の立場である「大阪府警察本部」及び消防長又は消防署長の立場である「大阪市消防局」の四者で構成し、アーケードの設置許可等に関する連絡及び調整を行っています。なお、協議会の運営事務局を「大阪市計画調整局」にしています。

大阪市アーケード連絡協議会 構成員（相談・協議先）

担当部署		連絡先（TEL）
大阪市建設局	総務部管理課	06-6615-6669
大阪市計画調整局	建築指導部建築確認課	06-6208-9301
大阪府警察本部	交通部交通規制課	06-6943-1234
大阪市消防局	予防部規制課	06-4393-6439

※2 アーケード設置に関する許可取扱要綱実施基準

大阪市アーケード連絡協議会で策定したもので新設する際の設置基準のほかに年一回以上の点検整備の実施や修繕等を実施する際に事前の届け出などを定めています。

なお、同実施基準は大阪市のホームページで公開しています。

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000515302.html>

※3 アーケード工事届出書

「アーケード設置に関する許可取扱要綱実施基準」の第6節1.(4)に基づくもので、既存アーケードの一部撤去又は修繕等を実施する場合や、新たに設備機器等を設置する場合には、事前に届け出が必要となります。様式は同実施基準内の第2号様式-1（P26）及び第2号様式-2（P27）にご用意しています。なお、同工事届出書の届け出に際しては、事前にアーケード連絡協議会の構成員（四者）に「アーケード設置に関する許可取扱要綱実施基準」に適合していることの確認を受ける必要があります。

同工事届書の内容でご不明な点がございましたら、お手数ですが事務局（計画調整局）までお問い合わせください。

※4 アーケード自主点検表

「アーケード設置に関する許可取扱要綱実施基準」の第1節5.(1)に基づくもので、様式は同実施基準内の別添（P35・36）にご用意しています。

道路占用許可の更新時及び「アーケード工事届出書」の届け出時に、直近の点検表を添付し提出する必要があります。